陸上自衛隊仕様書等の記載要領について(通達)

平成 23 年４月 1 日
陸幕装計第 110 号

改正　平成 26 年３月 26 日陸幕装計第 143 号　　平成 27 年３月 17 日陸幕装計第 100 号

各　方　面　総　監
中央即応集団司令官　　殿
各　　部　　隊　　長
各　機　関　の　長

陸上幕僚長

（例規 71）
陸上自衛隊仕様書等の記載要領について（通達）

標記について、別紙のとおり実施されたい。
なお、陸幕装計第３２３号（１３．５．１８）（例規７１）については、廃止する。

添付書類：別紙

別　紙

陸上自衛隊仕様書の記載要領

１　目的

この要領は、陸上自衛隊補給管理規則（陸上自衛隊達第７１－５号。以下「規則」という。）第３７条及び第４３条の規定に基づき、陸上自衛隊仕様書を作成する場合に必要な記載要領を定め、調達業務の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

２　用語の定義

この要領において用いる用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

(1)　仕様

装備品等の形状、構造、品質、性能その他の特性、装備品等の試験方法、検査方法その他のこれらの特性を確保するための方法又は装備品等の防せい方法、包装方法、表示方法その他の出荷条件をいう。

(2)　仕様書

調達しようとする装備品等又は装備品等に関する役務の仕様を記載した文書をいい、共通仕様書と個別仕様書に区分する。

(3)　共通仕様書

陸上自衛隊として仕様を統一するため、調達しようとする装備品等又は装備品等に関する役務について複数の個別仕様書に共通する仕様を記載した文書をいう。

(4)　個別仕様書

調達しようとする装備品等又は装備品等に関する役務の個々について、その仕様を記載した文書をいう。

(5)　カタログ仕様書

市販品を調達する際に使用する仕様書であって、製造者等がカタログで明示した製品の名称、形式、番号、種類、等級等（以下「製品名等」という。）により仕様を示したものをいう。

(6)　本体

仕様書の構成上の主体となる部分をいう。

(7)　附属書

内容としては、仕様書の主体となる事項であるが、構成上、特に取り出して本体に準じてまとめるものをいう。

(8)　参考

本体及び附属書の規定に関連する事項を補足するものをいう。本文中に記載するものと、特に取り出してまとめるものがある。ただし、いずれも仕様書の一部ではない。

(9)　解説

本体及び附属書に規定した事項、参考に規定した事項及びこれらに関連した事項を説明するものをいう。ただし、仕様書の一部ではない。

(10)　箇条

本体及び附属書の構成部分となっている個々の独立した規定であって、文章・図・写真・表・式等で組み立てて、それぞれ一つのまとまった要求事項等を表すものをいう。

(11)　本文
　　箇条の構成部分を成す主体となる文章をいう。
(12)　注記
　　本文・図・表等の中に直接記載すると複雑になるような事項を、別に記載するものをいう。
(13)　注
　　本文・注記・図・表等の中の一部の事項を注記符号を付け、取り出して別に記載するものをいう。
(14)　例
　　本文・注記・注・図・表等に示す事項の理解を助けるために例示するものをいう。
(15)　引用文書
　　仕様書の一部を構成するために引用する国定規格、制式、防衛省仕様書、防衛省規格、装備施設本部仕様書、陸上自衛隊仕様書、法令等の文書をいう。
(16)　関連文書
　　仕様書を適用するに当たって、参照した方が良い仕様書、規格、その他の文書をいう。
(17)　引用文書等
　　引用文書及び関連文書をいう。

3　仕様書の一般的記載要領
(1)　仕様書は、原則として本体のみとし、必要があってこれに附属書を付ける場合には、この附属書を含めて構成する。ただし、必要がある場合には、参考及び解説を添付することができる。
(2)　仕様書の様式は、日本工業規格　ＪＩＳ　Ｚ　８３０１（規格票の様式及び作成方法）に準ずる。
(3)　仕様書には、国定規格、制式、防衛省仕様書、防衛省規格、装備施設本部仕様書、陸上自衛隊仕様書、法令等を引用することができる。
(4)　原則として、広い範囲から入札に参加でき、かつ、自由で公平な競争が行われるよう、性能等品質的要求を主体とし、必要以上に細部にわたる事項、厳しい規定又は過度の要求をしてはならない。
　　また、互換性、共通性、安全性等を確保するため必要な事項の規定を行う。
(5)　文章は、正確、具体的かつ簡明に記載する。
(6)　数値をもって規定できるものは、可能な限り数値をもって表現する。この場合、必要のある許容差等は、明確に示さなければならない。特定の数値に限定する必要のない場合には、「約」という表現を用いることができる。

4　仕様書（カタログ仕様書を除く。）の記載要領
(1)　様式等は、付紙第１を基準とする。
(2)　頭書項目
ア　物品番号
　　当該仕様書を適用する装備品等の物品番号等を記載する。

イ　名称

(ｱ)　補給カタログ等に示されている品名（日本名）を記載する。

(ｲ)　装備品等に関する役務については、役務の名称を記載する。

(ｳ)　共通仕様書については、名称の末尾に「共通仕様書」を付記する。

ウ　仕様書番号

第４号に基づき付与し、その番号を記載する。

エ　防衛大臣承認年月日

装備品等の標準化に関する訓令（昭和４３年防衛庁訓令第３３号。以下「標準化訓令」という。）第１６条第２項の規定に基づき防衛大臣の承認（変更）を得た仕様書は、承認（変更）された最新の年月日を元号を付して記載する。

オ　作成年月日及び変更年月日

作成年月日は、仕様書作成権者の決裁を得た年月日を、変更年月日は、最新の変更年月日をそれぞれ元号を付して記載する。

カ　作成部隊等名

仕様書を作成した部隊等名を記載する。

(3)　仕様書のまとめ方と配列の順序

仕様書のまとめ方と配列の順序は次のとおりとし、項目は、仕様に応じ追加、省略、併合、分割等を行うことができる。

ア　装備品等の調達に関する仕様書

(ｱ)　総則

a　適用範囲
b　用語及び定義
c　種類・等級
d　製品の呼び方
e　引用文書等
f　附属書・別冊

(ｲ)　製品に関する要求

a　一般的要求事項
b　構成
c　材料・部品
d　製造方法、加工方法
e　構造・形状・寸法・質量
f　外観、機能、成分、性能その他の品質的事項
g　塗装
h　技術審査
i　製品の表示
j　品質管理

(ｳ)　品質保証

a　試験
b　監督・検査

(ｴ)　出荷条件

a　包装

b　包装の表示
(ｵ)　その他の指示
a　納入書類等
b　官給品・貸付品
c　附属品・予備品
d　承認用図面・承認用見本
e　秘密保全及び安全管理
イ　装備品等に関する役務の調達に関する仕様書
(ｱ)　総則
a　適用範囲
b　用語及び定義
c　引用文書等
(ｲ)　役務に関する要求
a　役務の内容
b　材料
c　表示
d　品質管理
(ｳ)　品質保証
a　試験
b　監督・検査
(ｴ)　出荷条件
a　包装
b　包装の表示
(ｵ)　その他の指示
a　納入書類等
b　官給品・貸付品
c　附属品・予備品
d　秘密保全及び安全管理

(4)　仕様書番号の付与要領

仕様書の作成権者は、仕様書を作成の都度次により仕様書番号を付与する。この場合、仕様書番号付与台帳（様式適宜）を備え付けるものとする。

ア　仕様書番号の構成

仕様書番号は、仕様書の記号及び仕様書の番号をもって構成し、その細部は下表のとおりとする。

区分	仕様書の記号		仕様書の番号		
構成	作成部隊等の記号	仕様書の統一を規制する記号	分類記号	付与番号	変更記号
例	ＧＬＴ　－	ＣＧ　－	Ｚ	500002	Ｃ

備考：　仕様書番号を表す場合、表の二重線で区切った箇所にハイフン「－」を入れる。

イ　仕様書の記号

(ｱ)　作成部隊等の記号

a　標準化訓令第１４条第３項及び第５項に規定する仕様書の記号

(a)　陸上幕僚監部において作成する仕様書記号は下表による。

陸上幕僚監部		
部・課名		記号
装備部	装備計画課	ＧＬＴ
	武器・化学課	ＧＷ又はＧＣ
	通信電子課	ＧＳ
	航空機課	ＧＡＶ
	需品課	ＧＱ
	施設課	ＧＥ
衛生部		ＧＭ
開発官		ＧＲＤ

(b)　補給統制本部において作成する仕様書の記号は、陸上幕僚監部の記号に準じて補給統制本部長が定める。

b　a 号以外の仕様書の記号

(a)　補給統制本部及び各補給処において作成する仕様書の記号は補給統制本部長が定める。

(b)　陸上幕僚監部及び前号以外の部隊等において作成する仕様書の記号は陸上自衛隊文書管理規則（陸上自衛隊達第３２－１９号）第１９条に規定する部隊等の略号とする。

(ｲ)　仕様の統一を規制する記号

a　規則第３７条に該当し、仕様の統一を規制する記号

(a)　個別仕様書……「Ｃ」

(b)　共通仕様書……「ＣＧ」

b　a 以外の個別仕様書の記号……記号なし。

ウ　仕様書の番号

(ｱ)　分類記号

部門	分類記号
土木建築	A
機械	B
電気	C
自動車	D
鉄道	E
船舶	F
鉄鋼	G
非鉄金属	H
化学	K
繊維	L

鉱山	M
農林畜水産	N
パルプ及び紙	P
窯業	R
日用品	S
衛生資材	T
航空	W
情報処理	X
武器	Y
一般及び雑	Z

(ｲ) 付与番号

アラビア数字の６けた番号で作成権者の定めた番号を付与し、同一番号を重複して付与しない。

(ｳ) 変更記号

アルファベットの大文字で第１回目の変更から順次Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅとアルファベットの順に付与する。ただし、Ｉ及びＯは数字との混同を避けるため除くものとする。

5　カタログ仕様書の記載要領

(1) カタログ仕様書の構成

カタログ仕様書は、原則として本体及び調達品目表により構成する。

(2) カタログ仕様書の様式

カタログ仕様書の様式は、付紙第１「陸上自衛隊仕様書の様式及び字配り」を基準とする。ただし、頭書項目「防衛大臣承認年月日」は設けない。

(3) 頭書項目

ア　物品番号

当該仕様書を適用する装備品等の物品番号等を記載する。

イ　名称

補給カタログ等に示されている品名（日本名）を記載する。

ウ　仕様書番号

第４項第４号に基づき付与し、その番号を記載する。

エ　作成年月日及び変更年月日

作成年月日は、仕様書作成権者の決裁を得た年月日を、変更年月日は、最新の変更年月日を、それぞれ元号を付して記載する。

オ　作成部隊等名

仕様書を作成した部隊等名を記載する。

(4) カタログ仕様書のまとめ方と配列の順序

カタログ仕様書のまとめ方と配列の順序は次のとおりとし、項目は、仕様に応じ追加、省略、併合、分割等を行うことができる。

ア　総則
(ｱ)　適用範囲
(ｲ)　用語及び定義
(ｳ)　引用文書
イ　一般的事項
ウ　製品に関する要求
(ｱ)　品名及びカタログ製品名
(ｲ)　特別な要求（構成、塗装、製品の表示、提出書類等）
エ　品質保証
　監督・検査
(5)　項目別記載要領
ア　適用範囲
　適用範囲に記載する品名は、個別製品の一般名称を記載する。
イ　一般的事項
　一般的事項は、「この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。」と記載する。
　また、イ(ｱ) d の(a)から(f)までに掲げる理由により、特定の製品を調達する必要があり、「又は、同等以上のもの（他社の製品を含む。）」と付記することができない場合を除き、更に「この仕様書に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。」と記載するなど、記載したカタログ製品名が例示であることを明確にする。
　「調達品目表」を用いる場合は、「調達品目表」に記載してもよい。
ウ　製品に関する要求
(ｱ)　品名及びカタログ製品名
　a　品名（個別製品の一般名称）及びカタログ製品名（製造者がカタログで明示した名称、型式、番号、種類、等級などをいう。）は，「調達品目表による。」と記載する。ただし、カタログ製品名を複数記載できない場合（「又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）」と付記することができない場合を含む。）は、この項に、品名及びカタログ製品名を記載し、「調達品目表」を作成しないことができる。
　b　カタログ製品名は、複数（可能な限り多数）記載し、当該カタログ製品名の後に「又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）」と付記し、競争性の確保に努める。
　c　「又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）」としただけでは同等とする性能等が分かりにくい場合（カタログ製品名を複数記載できない場合等）には、同等とする性能等の内容を必ず記載する。ただし、必要以上に細部にわたる事項について記載してはならない。
　d　カタログ製品名を複数記載できない場合（「又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）」と付記することができない場合を含む。）には、その理由が次に掲げる区分のいずれに該当するかを明らかにしなければならない（複数選択することもできる。）。

(a)　装備品等の部品、構成品等であって、当該装備品等の品質・性能を確保するため、特定の製品を調達する必要があり、同等品の存在が見込めないもの。

(b)　書籍その他の著作物であって、特定の製品を調達する必要があり、同等品の存在が見込めないもの。

(c)　装備品等の部隊使用に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第７４号）第４条第1項の規定に基づく承認を受けた装備品等

(d)　試験、研究又は競技用として特定の製品を調達する必要があり、同等品の存在が見込めないもの。

(e)　教育の効果的な実施又は装備品等の標準化のため、既に調達した装備品等と同一の製品を調達することが特に必要なもの。

(f)　自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第３条第２項に規定する活動のために必要とする装備品等であって緊急に調達する必要があるもの。

(g)　市販品調査の結果、要求仕様を満たす市販品が１種類しか確認できなかったもの。

e　d(a)から(f)までの理由により、特定の製品を調達する必要がある場合は、その理由を記載した「製品指定理由書」を作成する。

「製品指定理由書」の記載例は、付紙第２－１から付紙第２－６までのとおりとする。

f　d(g)の理由によりカタログ製品名を複数記載できない場合は、要求仕様、調査方法等を記載した「調査結果報告書」を作成する。

「調査結果報告書」の記載例は、付紙第３のとおりとする。

g　「製品指定理由書」及び「調査結果報告書」は、仕様書の構成外とする。

(ｲ)　特別な要求

塗装、表示（銘板、刻印等）、取扱説明書の部数等の特別な要求について規定する場合は、必要性を十分検討し、必要な事項についてのみ記載する。また、性能、構造等の変更に係る要求事項を規定してはならない（軽微なものを除く。）。

エ　品質保証

監督・検査は、「契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。」と記載する。

(6)　カタログ仕様書の記載要領は、付紙第４及び付紙第５による。

陸上自衛隊仕様書の様式及び字配り

調達要求番号：

<table>
<tr><td colspan="4">陸　上　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td colspan="2">物品番号</td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">名　　称</td><td colspan="2">△△－△○○○○○○</td></tr>
<tr><td>防衛大臣承認</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>作　成</td><td>平成○○年○○月○○日</td></tr>
<tr><td>変　更</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>○　○　○　○　○</td></tr>
</table>

1□総則

1.1□適用範囲

□○○○○○○○○○○○○○○○○○[1)] ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○[2)] ○○○○○○○○○○○○○○○○

□□▯注記□○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

1.4□**引用文書等**

1.4.1□**引用文書**

□○○○

2.4.2□質量

□質量は，**表2**○○○○○○○○○○による。

表2－質量

単位□○○

区　分	○○○	○○○○
○○○	○○○○	○○○○○
○○○○○	○○○○	○○○

2.5□外観，機能・性能

2.5.1□外観

□○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○次による。

a)□○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○次による。

□1)□○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

□2)□○○

□□□○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

b)□○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

2.5.2□機能・性能

□○○○○○機能性能発揮の接続図は，**図1**○○○○○による。

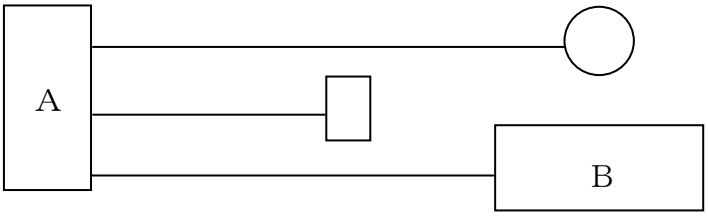

注記□○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
□○○○○○○○○○

図1－接続図

2.6□製品の表示

□○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

2.7□品質管理

□○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

3□品質保証

3.1□試験

□試験は，○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

3.2□監督・検査

□監督及び検査は，○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

4□出荷条件

□○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

5□その他の表示

□○○○○○○○○○○○○○○○○○次による。

a)□○○○○○○○○○○○に係る事項については，**附属書Ａ**による。

b)□○○○○○○○○○○○○○○

凡例1　□及び▯：全角スペース及び半角スペース

2　○○○　：明朝体文字

3　◎◎◎　：ゴシック体文字（太字）

備考1　文字の大きさは、10.5ポイント（45文字41行）を基準とする。

2　文字の書体は、ＭＳ明朝（ゴシック体文字はＭＳゴシック）を基準とする。

3　スペース（□及び ▯ ）を適宜使用し、頭揃えを行う。

4　箇条、細分箇条、注記、例、図、表のそれぞれの番号及び細別符号のアルファベット並びに数字はＭＳ明朝、太字、半角とする。

5　見出しとしての注記、注、例、図、表、単位、附属書、解説、目次及び索引の文字は、ＭＳゴシック、太字、全角とする。

付紙第２－１

装備品等の部品、構成品等として特定の製品を調達する必要がある場合の記載例

製品指定理由書

調達要求番号	○－○○－○○○○○－○○○○－○－○○	作成部隊等名	○○補給処
調達要求年月日	平成○○年○○月○○日	作成年月日	平成○○年○○月○○日
仕様書番号	○○○－○○○○○○○－○		

品名	カタログ製品名	製品指定理由	
航空機用部品	○○○○－○○－ ○○○－○○○○	☑部品、構成品等 □著作物 □部隊使用承認 □試験、研究、競技 □教育、標準化 □国際貢献等	（部品） 輸送ヘリコプター○○－○○○の部品であり、装備品等の品質・性能を確保するため、当該製品を購入する必要がある。

付紙第２－２

書籍その他の著作物であって、特定の製品を調達する必要がある場合の記載例

製品指定理由書

調達要求番号	○−○○−○○○○○−○○○○−○−○○	作成部隊等名	○○補給処
調達要求年月日	平成○○年○○月○○日	作成年月日	平成○○年○○月○○日
仕様書番号	○○○－○○○○○○○－○		

品名	カタログ製品名	製品指定理由	
書籍	○○出版(株) □□□□□□□ □□□□□ ISBN○−○○○○− ○○○○−○	□部品、構成品等 ☑著作物 □部隊使用承認 □試験、研究、競技 □教育、標準化 □国際貢献等	（書籍） 厚生用の図書として当該書籍を購入する必要がある。

付紙第２－３

装備品等の部隊使用に関する訓令第４条第１項の規定に基づく承認を受けた装備品等の場合の記載例

製品指定理由書

調達要求番号	○−○○−○○○○○−○○○○−○−○○	作成部隊等名	○○補給処
調達要求年月日	平成○○年○○月○○日	作成年月日	平成○○年○○月○○日
仕様書番号	○○○－○○○○○○○－○		

品名	カタログ製品名	製品指定理由	
てき弾発射器用 弾薬（演習弾）	◎◎◎◎◎◎社 40㎜×46□□□ □□□□□□□	□部品、構成品等 □著作物 ☑部隊使用承認 □試験、研究、競技 □教育、標準化 □国際貢献等	仕様書の大臣承認年月日 平成○○年○月○日

付紙第２－４

試験用として特定の製品を調達する必要がある場合の記載例

製品指定理由書

調達要求番号	○−○○−○○○○○−○○○○−○−○○	作成部隊等名	○○補給処
調達要求年月日	平成○○年○○月○○日	作成年月日	平成○○年○○月○○日
仕様書番号	○○○－○○○○○○○－○		

品名	カタログ製品名	製品指定理由	
防弾板	□□□社 △△△△△	□部品、構成品等 □著作物 □部隊使用承認 ☑試験、研究、競技 □教育、標準化 □国際貢献等	（試験用） 国際平和協力活動のため、装備品に防弾板を付加し、緊急の部隊使用承認を取得し派遣をしたが、試験を実施の上で、改めて部隊使用承認を取得する必要があり、同防弾板を指定するものである。

付紙第２－５

教育の効果的な実施のために特定の製品を調達する必要がある場合の記載例

製品指定理由書

調達要求番号	○−○○−○○○○○−○○○○−○−○○	作成部隊等名	○○補給処
調達要求年月日	平成○○年○○月○○日	作成年月日	平成○○年○○月○○日
仕様書番号	○○○－○○○○○○○－○		

品名	カタログ製品名	製品指定理由	
○○用テスタ	◇◇◇(株) ○○○－○	□部品、構成品等 □著作物 □部隊使用承認 □試験、研究、競技 ☑教育、標準化 □国際貢献等	（教育用） ○○課程の学生用の教材として使用している○○用テスタ（◇◇◇(株)○○○－○）の補充用として調達するものであり、課程教育の効率化のため、取扱い方法等が○○○－○と同一の製品を調達する必要がある。

付紙第２－６

国際平和協力活動用として特定の製品を調達する必要がある場合の記載例

製品指定理由書

調達要求番号	○−○○−○○○○○−○○○○−○−○○	作成部隊等名	○○補給処
調達要求年月日	平成○○年○○月○○日	作成年月日	平成○○年○○月○○日
仕様書番号	○○○－○○○○○○○－○		

品名	カタログ製品名	製品指定理由	
宿営地防護用器材	▽▽▽社 □□□□□ （○’×○’×○’）	□部品、構成品等 □著作物 □部隊使用承認 □試験、研究、競技 □教育、標準化 ☑国際貢献等	（国際平和協力活動用） ○○○○○国際平和協力活動の宿営地防護用器材として、米国を始めとするＮＡＴＯ諸国において採用実績がある▽▽▽社□□□□□を緊急に調達する必要があるため。

付紙第３

要求仕様を満たす市販品を１種類しか確認できなかった場合の記載例

調査結果報告書

調達要求番号	○−○○−○○○○○−○○○○−○−○○	作成部隊等名	○○補給処
調達要求年月日	平成○○年○○月○○日	作成年月日	平成○○年○○月○○日
仕様書番号	○○○－○○○○○○○－○		

以下のとおり調査を行ったが、要求仕様を満たす市販品は、１種類しか確認できなかった。

品名	要求仕様	調査方法	確認できた市販品のカタログ製品名
移動式バリケード	１　形式 移動式，遮断バー上下式 ２　耐衝撃能力 6.8 t/48 km 以上	☑カタログ （カタログ名 ・△△△社油圧バリケード ・(株)○○○○製品カタログ） ☑企業への問い合わせ （問い合わせ先 ・□□□□(株) ・(株)○○○○） ☑他機関への問い合わせ （問い合わせ先 ・□□□□□□ ・△△△△△△） ☑インターネット □その他	△△△社○○○○

付紙第４

カタログ仕様書本体の記載例

調達要求番号：

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
電　気　冷　蔵　庫		△Ｑ－Ｃ０１０００１Ｂ	
		作　　成	平成○○年○○月○○日
		変　　更	△△○○年○○月○○日
		作成部隊等名	○　○　補　給　処

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は,陸上自衛隊において使用する市販品の電気冷蔵庫について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は,次によるほか,ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で,カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては,製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は,この仕様書に規定する範囲内において,この仕様書の一部を成すものであり,入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**規格**

ＪＩＳ　Ｃ　９６０７　　電気冷蔵庫及び電気冷凍庫

ＮＤＳ　Ｚ　８０１１　　角形銘板

b)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c)　**法令等**

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）

2　一般的事項

製品は,“国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律”に適合するものとするほか,この仕様書に規定していない事項は,製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3　製品に関する要求

3.1　品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は,調達品目表による。

3.2　性能等

性能等は,調達品目表による。

3.3　塗装

塗装は,白系とするほか,特に必要とする場合は,調達品目表による。

4　品質保証

監督及び検査は,契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5　出荷条件

5.1　包装

包装は,調達要領指定書によって指定する場合を除き,商慣習による。

5.2　包装の表示

包装の表示は,調達要領指定書によって指定する場合を除き,商慣習による。

6　その他の指示

6.1　附属品・予備品

附属品及び予備品は，製造者が規定する仕様及び社内規格による○○○○○とする。

6.2　納入書類

6.2.1　添付書類

添付書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，次による。

a)　取扱説明書（日本語版）　　○部
b)　附属品明細表（様式適宜）　　○部
c)　納入品カタログ　　○部

6.2.2　提出書類

提出書類は，**表1**による。

表1－提出書類

名称	時期	数量	提出先
取扱説明書（日本語版）	納入時	○部	陸上自衛隊○○補給処○○部
附属品明細表（様式適宜）			
納入品カタログ			

6.3　その他

契約の相手方は，この仕様書及び調達品目表に疑義を生じた場合は，契約担当官等の指示を受けるものとする。

調達品目表の記載例

調　達　品　目　表

調達要求番号	○○○○○○	作成部隊等名	○○補給処
調達要求年月日	平成　　年　　月　　日	作成年月日	平成　　年　　月　　日
仕様書番号	△Ｑ－Ｃ０１０００１Ｂ		

1　**調達品目**

品名	カタログ製品名[a)]	注記
電気冷蔵庫	○○電気(株)　　ＮＲ－Ｄ４３ △△電機(株)　　ＡＢ－１２３－Ｃ (株)××製作所　　Ｒ－３０Ａ１ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）。	－
注[a)]　この調達品目表に記載したカタログ製品名は，製品を選定するときの参考として例示したものであり，当該製品を指定するものではない。		

2　**性能等**

同等と判断する要求基準は，次による。

a)　ＪＩＳ Ｃ ９６０７に準拠したものとする。
b)　電源は，電源ＡＣ１００ Ｖ単相，５０／６０ Ｈｚとする。
c)　有効内容積は，３００ Ｌを基準とする。
d)　形状は，たて型，片開き，２扉式冷凍・冷蔵庫とする。

3　**塗装**（特に必要な場合は記載する。）

4　**製品の表示**（特に必要な場合は記載する。）